

実質化された人・農地プラン

| | | | |
|-------|---------------|-----------|----------|
| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 会津若松市 | 若松南部地区(南原) | 令和3年3月22日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|--|-----------|
| ①地区内の耕地面積 | 22.50 h a |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 21.50 h a |
| ③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計 | 2.41 h a |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 2.41 h a |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | — |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 1.10 h a |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>■人</p> <p>○集落における認定農業者は2名。担い手の高齢化が進んでいる。</p> <p>○集落内の担い手に拡大希望がないことから、入作者を含め検討が必要である。</p> <p>■農地</p> <p>○10年後の畑地の維持管理が困難である。</p> <p>○主な作付け作物は水稲。今後は複合経営も検討していく。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| <p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <p>○兼業農家については、可能な範囲で営農継続し、規模縮小やリタイヤをする際には集落内の中心経営体へと農地を貸すこととし、農地の集積を図っていくことを基本とするが、集落内の引き受け意向が少ないことから、新たに集落外を含めた中心経営体の確保を図る。</p> <p>○農地の貸借については、出し手と受け手での双方の意向を尊重しながら、農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を併用していく。</p> |
|--|

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

①集落における中心経営体の農地集積の方針

- 現状の中心経営体を中心となって集落内の農地の集積を図り、地域農業の維持・継続を図っていく。
- 集落内の中心経営体の農地の引き受け意向が少ないことから、集落外の中心経営体への貸借を含め、集落農地を維持できる環境を整えていく。

② 農地貸借に係る方針

- 兼業農家については、可能な範囲で営農を継続していただきながら、規模縮小やリタイヤを希望するタイミングで中心経営体への貸借を検討する。
- 現状どおり、農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を介した貸借を併用していくことで、出し手と受け手の意向を尊重しながら中心経営体への集積を推進していく。

③ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

- 農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成のため、多面的機能支払制度に継続して取り組む。
- 組織体制や保全活動については、担い手だけでなく、集落全体で可能な範囲で協力をいただき、集落全体で協力して運営していく。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

- 鳥獣による農作物の被害が増加していることから、担い手間で情報共有を図る。また、電気柵や侵入防止柵の設置等の有害鳥獣対策の構築に向けて検討を進める。

⑤ 農業資源の利活用

- リタイヤ等で将来不要になるビニールハウス等の農業資源等について、利活用可能な場合は有効に活用していく。